

別紙 1

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
別表第一 課税物件、課税標準及び税率の取扱い 非課税文書 非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係 (<u>独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の範囲</u>) 4 非課税文書の表の「<u>独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第13条第1項第1号《業務の範囲》に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書</u>」とは、<u>独立行政法人日本学生支援機構</u>の行う学資の貸与に関する文書に限られるのであって、都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生等を対象として育英資金を貸し付ける場合に作成する文書を含まない。 <u>(注) 都道府県が高等学校等の生徒に対して無利息で学資資金を貸し付ける場合に作成する第1号の3文書（消費貸借に関する契約書）に該当する文書については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》の規定の適用があることに留意する。</u>	別表第一 課税物件、課税標準及び税率の取扱い 非課税文書 非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係 (<u>日本育英会法第21条第1項第1号の業務に関する文書の範囲</u>) 4 非課税文書の表の「<u>日本育英会法（昭和59年法律第64号）第21条第1項第1号《業務》の業務に関する文書</u>」とは、<u>日本育英会</u>の行う学資の貸与に関する文書に限られるのであって、都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生等を対象として育英資金を貸し付ける場合に作成する文書を含まない。

別紙 2

租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて（法令解釈通達）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
第三章 印紙税の税率軽減等措置関係 租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第91条の2 <u>《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》</u> 及び第91条の4 《株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税》 関係 （用語の意義） 1 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(4) （省略） <u>(5) 消費貸借に関する契約書 課税物件表の第1号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。</u> <u>(6)</u> （省略） <u>(7)</u> （省略） 2～4 （省略） <u>（高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けの範囲）</u> 5 <u>学資資金の貸付け（租特法第91条の2《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》に規定する「高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資</u>	第三章 印紙税の税率軽減等措置関係 租特法第91条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第91条の2 第1項 <u>《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》</u> 及び第91条の4 《株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税》 関係 （用語の意義） 1 この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(4) （同左） （新設） <u>(5)</u> （同左） <u>(6)</u> （同左） 2～4 （同左） 5 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>金の貸付け」をいう。以下同じ。）の債務者は、同条に規定する生徒に限られ、保護者など生徒本人以外の者が債務者である場合（連帯保証人又は保証人としての債務者である場合を除く。）は、同条の規定の適用はないことに留意する。</u> <u>（高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の範囲）</u> <u>6 租特法第91条の2に規定する「消費貸借に関する契約書」については、</u> <u>例えば、次に掲げる文書のように高等学校等への入学前又は卒業後に作成されるものであっても、学資資金の貸付けについて作成されるものは同条の規定の適用があることに留意する。</u> <u>(1) 学資資金の貸付けを受けることとなった高等学校等への入学予定者が、入学前に作成する消費貸借に関する契約書</u> <u>(2) 高等学校等に在学中に学資資金の貸付けを受けた者が、卒業後に当該資金の借入金額を確認した上で、返済方法等を定めるために作成する消費貸借に関する契約書</u> <u>(3) 高等学校等に在学中に学資資金の貸付けを受けた者が、当該資金の返済が一時困難になったこと等からその返済の猶予を受ける場合に、新たな返済方法等を定めるために作成する消費貸借に関する契約書</u> （株式分割等に係る非課税となる株券の発行をしようとする場所） <u>7</u> （省略）	（新設） （株式分割等に係る非課税となる株券の発行をしようとする場所） <u>6</u> （同左）